

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 9月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器Bのろ過脱塩器差圧計、及び出口ストレーナ差圧計において、指示値が徐々に低下する事象が認められたため、当該計器を点検・修理。	G III	
2	3号機	電力系統電圧制御系時計装置において、「標準時刻との偏差 規定値以上」警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理。	G III	
3	4号機	換気空調系中央制御室冷凍機D高圧圧力計元弁において、弁体の脱落が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	
4	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理設備運転日誌に記載する濃縮廃液タンクA液位において、9月1日0時のデータ採取時、計器指示値は89%であったが、8月31日0時の運転日誌記載は85%となっていた。記録計にて遡って値を確認したところ、初期値は85%であったが、2ヶ月に1%程度の上昇率で変化していたにもかかわらず、8月31日まで85%と記載されていることが認められたため、原因・背景を調査。	G II	H24.9.20再審議にて グレード変更 G I → G II
5	1・2号廃棄物処理設備	低電導度廃液系不溶性懸濁物受タンクB復水洗浄弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	